

令和 7 年度松江市障がい者就労施設等からの物品等優先調達方針

(令和 7 年 7 月 1 日策定)

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(以下「法」という。)第 9 条第 1 項の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定する。

2 適用範囲

松江市の全機関

3 調達の対象品目及び目標額

市が障がい者就労施設等から調達する対象品目及びその目標額は次のとおりとする。

(単位：千円)

対象品目 \ 目標額	令和 7 年度 調達目標額	令和 6 年度 実績額
物 品 (消耗品・印刷・ 記念品等)	3, 0 0 0	2, 8 2 6
役 務 (清掃・維持管理・ 会議録等)	2 1, 0 0 0	2 0, 8 7 4
計	2 4, 0 0 0	2 3, 7 0 0

※目標額は、第 7 期松江市障がい福祉計画における見込額と令和 6 年度実績額を踏まえ設定。

4 調達の実施

障がい者就労施設等から調達する物品等の調達に当たっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、障がい者就労施設等と随意契約により契約を締結するものとする。

5 調達の推進方法

- (1) 市各課へ優先調達方針及び契約の流れ等を周知し、障がい者就労施設等からの優先調達を促す。
- (2) 障がい者就労施設等からの調達については、障がい者福祉課が相談対応するとともに、調達先についての相談があった場合は、島根県障がい者就労事業振興センターの情報など、必要な情報を提供する。

6 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 松江市障がい者就労施設等優先調達方針を作成したときは、市のホームページ等により公表する。
- (2) この方針に基づく調達実績は、翌年度に概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

7 公契約における障がい者の就業を促進するための措置

競争入札に参加する者に必要な資格を定めるなど、障がい者である労働者を雇用している事業者に対する優先的な取扱い等について検討するものとする。

8 当該調達方針に基づく担当窓口

この方針に関する担当窓口は、健康福祉部障がい者福祉課とする。ただし、前項に関する担当窓口は財政部契約検査課とする。

9 その他留意すべき事項

- (1) 高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づいて設置されたシルバー人材センター及び中小企業等に十分配慮するものとする。
- (2) 物品の発注は、可能な限り計画的なものとするとともに、障がい者就労施設等からの物品等の調達に配慮した納期の設定等に努めるものとする。
- (3) 市と業務委託契約（指定管理者制度による施設等管理運営業務を含む。）を締結している相手方や補助金等の交付先等に対し、障がい者就労施設等からの物品等の調達に対する理解と協力を求めるものとする。
- (4) 松江市内の企業や市民に対して、障がい者就労施設等からの物品の購入等が推進できるよう市のホームページ等を活用した広報に努めるものとする。

（参考）対象となる施設等（法第2条第4項）

- 就労移行支援事業所、就労継続支援事業所（A型・B型）、生活介護事業所
- 障がい者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
- 地域活動支援センター、小規模作業所